

令和元年度 11月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考	
下水道建設課 18000047	H30. 11. 5	中央処理区支線工事その5	三笠建設株式会社 村山 宣博	98,874,000	88,970,400			146	H30. 11. 6 H31. 3. 31		
	H31. 3. 4							320	H30. 11. 6 R1. 9. 21		
	R1. 9. 6							400	H30. 11. 6 R1. 12. 10		
	R1. 11. 14							400	H30. 11. 6 R1. 12. 10		7.19%
下水道施設課 18000055	H30. 11. 26	和田川排水区分水設備工事その2	株式会社和歌山電機製作所 山畑 稔	29,631,960	29,376,000			125	H30. 11. 27 H31. 3. 31		
	H31. 3. 13							360	H30. 11. 27 R1. 11. 21		
	R1. 11. 15							360	H30. 11. 27 R1. 11. 21		2.25%
下水道建設課 18000057	H30. 12. 14	北部処理区支線工事その1	株式会社中野建設 中野 榮一	158,886,360	135,736,862			107	H30. 12. 15 H31. 3. 31		
	H31. 3. 7							340	H30. 12. 15 R1. 11. 19		
	R1. 11. 18							473	H30. 12. 15 R2. 3. 31		7.65%
下水道建設課 18000058	H30. 12. 18	北部第1汚水幹線工事その9	良誠工業株式会社 中山 勝裕	105,081,840	89,338,016			103	H30. 12. 19 H31. 3. 31		
	H31. 3. 4							240	H30. 12. 19 R1. 8. 15		
	R1. 8. 2							347	H30. 12. 19 R1. 11. 30		
	R1. 11. 22							347	H30. 12. 19 R1. 11. 30		12.61%
下水道建設課 18000069	H31. 2. 18	中央処理区支線工事その1	株式会社中山建設 中山 善嗣	111,288,600	95,117,954			41	H31. 2. 19 H31. 3. 31		
	H31. 3. 5							280	H31. 2. 19 R1. 11. 25		
	R1. 11. 14							407	H31. 2. 19 R2. 3. 31		
管路整備課 19000003	R1. 5. 17	魁橋配水管架替工事	株式会社豊工業所 久保 晋典	14,520,000	14,520,000			154	R1. 5. 18 R1. 10. 18		
	R1. 10. 7							197	R1. 5. 18 R1. 11. 30		
	R1. 11. 19							197	R1. 5. 18 R1. 11. 30		5.15%
管路整備課 19000004	R1. 5. 17	魁橋工業用配水管架替工事	株式会社豊工業所 久保 晋典	22,319,000	22,000,000			154	R1. 5. 18 R1. 10. 18		
	R1. 10. 7							197	R1. 5. 18 R1. 11. 30		
	R1. 11. 19							197	R1. 5. 18 R1. 11. 30		1.95%
下水道建設課 19000015	R1. 7. 9	マンホールトイレ設置工事その39	有限会社和西建設 北川 茂明	28,870,600	25,861,800			150	R1. 7. 10 R1. 12. 6		
	R1. 11. 15							171	R1. 7. 10 R1. 12. 27		
下水道管理課 19000017	R1. 7. 30	和歌川処理区遮集幹線改築工事	有限会社西尾組 西尾 雅之	49,548,400	49,280,000			110	R1. 7. 31 R1. 11. 17		

	R1. 11. 15							230	R1. 7. 31 R2. 3. 16	
管路整備課 19000020	R1. 7. 23	西庄配水管布設替工事	中村設備工業株式会社 中村 伸行	29, 073, 000	26, 009, 966			175	R1. 7. 24 R2. 1. 14	
	R1. 11. 21			29, 887, 000	26, 730, 000		720, 034	175	R1. 7. 24 R2. 1. 14	2. 77%

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000047号
工 事 名	中央処理区支線工事その5
変更後の工事場所	和歌山市西浜1丁目地内外3か所
変更後の工事概要	<p>管きょ工(汚水・推進)</p> <p>φ200 VP管 布設工 L=91.40m</p> <p>φ150 VP管 布設工 L=15.80m</p> <p>管きょ工(汚水・開削)</p> <p>φ200 PRP管 布設工 L=95.40m</p> <p>φ200 VU管 布設工 L=327.00m</p> <p>マンホール工 31箇所</p> <p>(2号-1、1号-23、楯円-3、0号-1、塩ビ-3)</p> <p>取付管およびます工 55箇所</p> <p>付帯工 1式</p> <p>水道管移設工 1式</p> <p>管きょ工(雨水・開削)</p> <p>φ300 PRP管 布設工 L=38.80m</p> <p>整備面積(分流・汚水) A=1.60ha</p> <p>(雨水) A=0.00ha</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事施工箇所において、下記理由により、建設工事請負契約書第19条に基づく設計図書の変更を行うとともに、同契約書第24条の規定により請負金額の変更(増額変更)するものである。</p> <p>(1) 和工部において、和歌山西警察署との協議の結果、県道への出入りに交通誘導員の配置の要望があり、一人増員したため。</p> <p>(2) 関戸部において、下水本管布設にあたり、水道本管と干渉することが判明し、水道仮設及び水道管移設工事を追加工事したため。</p> <p>(3) 雑賀小学校部において、路線394-5の水位が高く軟弱地盤によるボイリングが発生しているため、地下水位低下工法を追加したため。</p>

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000055号
工 事 名	和田川排水区分水設備工事その2
変更後の工事場所	和歌山市神前地内
変更後の工事概要	分水設備 電気設備 一式 ステンレス鋼製スライドゲート 1門 スクリーン設備 一式 その他付帯設備 一式
変更の理由	No.2分水ゲート暫定運用時における職員待避所としての仮設事務所の設置による増額。 これらの理由により、精査した結果、工事請負契約書第19条に該当すると認められるので、同第24条の規定により増額変更を行いたい。

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000057号
工 事 名	北部処理区支線工事その1
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mmVP管推進工 低耐荷力圧入方式 L=420.1m  φ200mmPRP管布設工 L=404.5m  マンホール工  (組立2号-2,組立1号-9,組立楕円-7,組立0号-1,ワゾン-15,塩ビ-3) 37か所  取付管およびます工 60か所  付帯工 1式  水道管移設工 1式  整備面積(分流・汚水) A=1.93ha</p>
変 更 の 理 由	<p>北部処理区支線工事その1(和歌山市加太地内)において、開削路線228及び226間のNTT管が当初設計位置より、下水管に近接しており開削での施工が困難となり、推進工に変更したこと。工法変更に伴い水道移設工が不要になったこと。開削路線235及び235-1、235-2、227において地下水が確認されたこと、路線が狭小であるが掘削深が深く、隣接している家屋等に影響が出る恐れがあることから推進工に変更したこと。</p> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号及び同条同項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第24条により、増額変更したい。</p> <p>また、上記の変更に伴い、工程に遅れが生じたため工期延長したい。</p>

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000058号
工 事 名	北部第1汚水幹線工事その9
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ400mmビニール管推進工 高耐荷力泥水方式 L=274.7m</p> <p>マンホール工 (2号ビニール管) 2か所</p> <p>φ200mmVU管布設工 L=10.7m</p> <p>小型塩ビマンホール工 1か所</p> <p>取付管およびます工 2か所</p> <p>付帯工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。 S15から既設S0間推進中に推進機の推力が通常の2倍程度かかり、カッターヘッドが停止したため、推進不能となった。よってこの原因と推進機のカッターヘッドの確認を行うため通過立坑を築造した。また到達時、点検後の発進時に薬液注入工による地盤改良工を追加施工した。</p> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第24条により、増額変更いたしたい。</p>

年 度	平成30年度
工 事 番 号	第18000069号
工 事 名	中央処理区支線工事その1
変更後の工事場所	和歌山市中之島地内外3か所
変更後の工事概要	
変 更 の 理 由	<p>(1) 中之島工区の路線340-3・339-2・339-1において、下水本管・汚水ます設置・水道管移設（仮設・本管布設）工事を工種毎に車道片側1車線規制により施工進めていますが、大渋滞が発生し市民からの苦情等が多く寄せられました。対応策として施工時間を短縮して施工しているため、想定以上の期間を要しました。</p> <p>(2) 中之島工区の路線340-4・339-2において、地下水が高くボイリングが発生しているため、地下水位低下工法の追加及び軽量鋼矢板（アルミ）から軽量鋼矢板（Ⅱ）に変更し施工したため、想定以上の期間を要しました。</p> <p>上記理由により、受注者から建設工事請負契約書第21条に基づき、工期延長請求書が提出されたので、建設工事請負契約書第23条の規定により延期理由の内容を確認した結果、工期延長が妥当であると認められたため、127日間（令和2年3月31日まで）工期を延長するものである。</p>

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第19000003号
工 事 名	魁橋配水管架替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ200mm DIP GX形 L= 54.4m
変 更 の 理 由	<p>本工事の施工にあたり、当初設計で確認していない不明の既設護岸矢板があり、一部配管、土工事及び防護コンクリート工を変更して施工する必要が生じた。また、建設発生土取扱基準が一部改正され、土壤検査結果に不足が発生し、追加して土壤検査を実施する必要が生じた。</p> <p>これらのことから、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第2号に該当すると認められるため、同契約書第18条第5号及び第24条の規定を適用し、増額変更致したい。</p>



年 度	令和元年度
工 事 番 号	第19000004号
工 事 名	魁橋工業用配水管架替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ300mm DIP GX形 L= 64.4m 既設管撤去工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事の施工にあたり、当初設計で確認していない不明の既設護岸矢板があり、一部配管及び土工事を変更して施工する必要が生じた。また、建設発生土取扱基準が一部改正され、土壌検査結果に不足が発生し、追加して土壌検査を実施する必要が生じた。</p> <p>これらのことから、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第2号に該当すると認められるため、同契約書第18条第5号及び第24条の規定を適用し、増額変更致したい。</p>

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第19000015号
工 事 名	マンホールトイレ設置工事その39
変更後の工事場所	
変 更 の 理 由	県立和歌山工業高等学校の管理担当者と協議を行い、学校行事に合わせた施工計画（催し物や行事の日を休工日とすること）を行うことによる不測の日数を要したため、契約書第23条より21日間の工期延長とした。

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第19000017号
工 事 名	和歌川処理区遮集幹線改築工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	応急措置及び調査 一式 本復旧工事 一式 床版復旧工 L = 21.5m
変更の理由	本工事において、他工事との工程調整に不測の日数を要したため、建設工事請負契約書第23条適用。

年 度	令和元年度
工 事 番 号	第19000020号
工 事 名	西庄配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ75mm DIP GX形 L=232.9m          既設管撤去工 1式          給水管切替工 42箇所</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下埋設物回避のための異形管材料の追加による請負材料と管布設工の増額。</li> <li>・当初設計で水路下越し布設としていたが、地下水位が高いので水路横断布設に変更したことによる管布設土工の減額。</li> <li>・不断水取出し部における地下埋設物調査のため試験掘工を追加したことによる増額。</li> <li>・給水管切替工において、給水切替延長の増による増額。</li> <li>・県道部において舗装厚が当初設計10cmとしていたが、既設舗装厚が20cmであったことと、舗装復旧範囲増による舗装工の増額。</li> </ul> <p>以上のことを建設工事請負契約書第18条第1項第4号及び第4項第2号に基づき精査したところ増額となり、同契約書第18条第5項及び第24条を適用し、増額変更するものである。</p>